

■ 申請からご利用までの流れ

本割引の適用を受けるためには、手帳を管理している手帳を管理している（手帳に住所記載のある）市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請が必要です。

自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

オンラインによる申請については、[こちら](#)をご覧ください。

※マイナンバーカードの読み取りが必要となりますので、マイナポータルを利用できるスマートフォン（詳細は[こちら](#)）からのみご利用が可能です。

【手帳を管理している福祉担当窓口での申請】

- 窓口へ備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、各申請に必要な書類を添えて窓口へご提出ください。
- 本割引の適用要件（対象となる障がい者の範囲について・対象となる自動車の範囲について参照）を満たしている場合、手帳にシールを貼付いたします。

ETC無線通行（ノンストップ走行）される場合は、自動車を登録したうえで、ETC利用申請が必要です。

現金等でお支払いされる場合や、事前登録されていない自動車をご利用いただく場合は、これで手続き完了です。

【有料道路事業者へのETC利用申請】

- 窓口で「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書（登録係送付用）」の発行をお受けください。
- 発行された「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書（登録係送付用）」を同時にお渡しする封筒に入れ、郵便ポストに投函してください。（郵便のみの取り扱いとなります。所定の額の郵便切手を貼付してください。）
- 後日、ETCでのご利用が可能となった日を書面にて通知いたします。
（投函より3週間程かかります。ご利用が可能となった日より前にETCレーンを無線通行されますと本割引は適用されませんので、ご注意ください。手続きが集中する場合は、手続き完了までにお時間を要する場合があります。）

料金所での通行方法

【ETC無線通行(ノンストップ走行)される場合】

- 事前に本割引のために登録されたETCカードを、登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行した場合のみ、システム上でデータを確認し、割引処理が行われます。（料金所の料金表示器やETC車載器には本割引適用後の料金は表示されません。）
- 係員にETCカードを渡してお支払いいただく場合は、係員に手帳の必要事項が記載された箇所をご提示いただき、ETCを利用されていることをお申し付けください。
- 事前に本割引のために登録されたETCカードでのお支払いでも、手帳をご提示いただけない場合は本割引が適用されませんので、有料道路利用時には必ず手帳も携帯してください。

【現金等でお支払いされる場合や、事前登録されていない自動車をご利用いただく場合】

- 料金をお支払いいただく料金所の一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで、係員に手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。
- 料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただいたうえで本割引を適用いたしますので、確認後に所定の料金をお支払いください。
- 記載事項等の要件を満たしていない場合又は記載事項を確認させていただけなかった場合は、本割引が適用されませんので、あらかじめご了承ください。
- 事前にETC利用登録をされた方が現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車(知人の車やレンタカー等)でご利用いただく場合であっても、登録済みETCカードを必ず携帯してください。